



Title	山本条太郎の中国での拡張活動と近代日中関係についての一考察
Author(s)	周, 游
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/96211
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名（周游）	
論文題名	山本条太郎の中国での拡張活動と近代日中関係についての一考察

論文内容の要旨

本稿の目的は近代日中関係史上大きく活躍していた三井物産会社上海支店長、政友会幹事長、満鉄社長などを歴任した山本条太郎という歴史上の人物を総合評価することである。山本と近代日中関係上の事件との関係を明らかにし、日本の対中拡張活動の中で山本がどのような役割を果たし、そして、近代中国の政治と経済にどのようなインパクトを与えたのかを考察することにある。

序章では研究の背景と目的、そして利用可能な史料、論文全体の構成を説明する。

第一章「先行研究の検討」の主要な内容は、国内外の学界における山本条太郎に関する研究状況を紹介し、山本研究の起源と発展プロセスを回顧しつつ、各時期の代表的な論文と山本に関する著作を紹介することで、これまでの山本研究の成果と不足点をまとめることにある。

第二章「三井物産上海支店における買弁制度の廃止と山本条太郎」では、山本の三井物産会社上海支店赴任の経緯と、日清戦争以前の上海支店の状況を概説した上で、山本が企業制度改革に熱中したり、買弁制度の廃止や修業生制度の設立に貢献したり、中国東北部の営口に赴き、大豆取引を展開したりしたことについて検討する。それを踏まえ、これまで中国の学界において主流であった、買弁制度を帝国主義の拡張手段と見なす見解に挑戦し、買弁制度の実施が、中国近代化にとって資本の蓄積、先進技術の導入、国外市場の開拓の面において有益だったことを否定できないと客観的に主張すると同時に、三井物産上海支店が欧米諸国に先立って買弁制度を廃止したことが中国近代化のプロセスにどのような影響を与えたかについて考察する。

第三章「在華紡の成立と山本条太郎」では、日清戦争以前の日本による中国への紡績工場設立の早期的な試みの挫折の過程を紹介した上で、山本による中国の紡績会社の買収・経営の成功により、日本の他企業が中国進出するようになり、日本の在華紡の基礎が確立された経緯を考察する。在華紡の発展により、労使矛盾が先鋭化し、五・三〇運動などのストライキや排日運動が頻発し、日本の在中國利益が危険に晒された。このような背景があり、山本は対中視察を行い、蒋介石をはじめ多くの中国政治・軍事の要人と面会し、その中国視察報告は田中義一内閣の対中政策の基礎となった。特に山本のこの一連の活動に関して、米スタンフォード大学収蔵の未公開の蒋介石日記より引用し、山本の日中関係における地位と果たした役割を説明する。

第四章「漢治萍公司の日中合弁問題と山本条太郎」では、漢治萍問題の由来と背景を紹介し、それを踏まえた上で、盛宣懷の日本亡命事件が計画され、盛と山本が日本で漢治萍公司の日中合弁協定を調印したこと、漢治萍公司の日中合弁を条件に、山本が孫文の臨時政府に資金を提供したこと、1915年に日本が中国に対して漢治萍公司の日中合弁を含む対華二十一ヵ条要求を提出したことといった問題について、必要な考察と論述を行う。また、漢治萍公司合弁事業の失敗は、経済手段による中国資源獲得の方法における失敗を意味し、その後の二十一か条の提出の導火線となった。それを踏まえ、

対華二十一か条の提出が、日本の対中政策方針の大転換の根拠であり、日本が経済拡張路線から軍事拡張路線へ豹変して軍国主義へ歩を進め、全面的対中侵略戦争を展開するターニングポイントとなつたことを論じる。

第五章「満鉄と山本条太郎」日露戦争に勝利した日本に焦点を当て、1906年に成立した南満州鉄道株式会社が近代の日中関係に極めて重要な歴史的インパクトを与えたことを論じる。田中義一内閣時代、山本は満鉄社長に就任し、「満鉄中興の祖」と称されていることを鑑みれば、この問題は、山本と中国との関係を研究する中で、重要視するに値する問題であると言えよう。この章では、1931年の満州事変前まで続いた満鉄の拡張と資源略奪の活動状況を紹介し、山本の政界進出後の活動状況や満鉄社長在任中に展開された経営改革策、そして、山本・張作霖条約（満蒙新五鉄道協約）、外務省政務次官森恪との意見の対立などの問題について、分析と考察を展開する。

終章「如何に山本を評価するか」では、それまでの章における論述、すなわち、山本と近代日中関係との関連から着手し、様々な観点から展開された、山本の中国での拡張活動に対する議論に基づいて、山本に対する具体的な評価を行うものである。その際、歴史的人物を研究するための最も基本的な原則と立場に立って、歴史的バックグラウンドと結びつけながら、企業家・政治家・外交家という三つの視点から評価を行った。結論としては、山本は近代日本对外拡張に大きな役割を果たして創新精神を溢れた企業家である。同時に、山本を絶賛した戦前の『山本条太郎伝記』における評価と真逆となるが、山本が日本の政党政治確立を主張したことを評価したとしても、対外の主張を鑑みれば民族差別と植民思想に満ち、山本は帝国主義の政治家かつ外交家という複数の顔を持つことから、近代日本の対中侵略においては責任を負うべき歴史人物であったと考える。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名 (周游)		氏名
論文審査担当者	(職)	
	主査 教授 中嶋 啓雄	
	副査 教授 蓮生 郁代	
	副査 准教授 南和志	

論文審査の結果の要旨

この博士号請求論文は、近代日中関係に多大な影響を与えた山本条太郎を対象として、企業家、政治家、外政家という三つの側面から総合的評価を行った、今日の歴史研究の水準を反映した初めての研究である。具体的には日本初の貿易商社で、中国進出の先鞭もつけた三井物産で重役に昇りつめ、その後、政友会幹事長、また「満鉄中興の祖」としてその総裁も務めた山本の生涯を、中国における買弁制度の廃止、在華紡の台頭、漢治萍公司の日中合弁、満州五鉄道敷設条約の締結という近代日中関係の重要な局面に焦点を当てて、考察している。一次史料としては、『山本条太郎』、『山本条太郎論策』といった基本文献に加えて、三井文庫が所蔵する三井物産関係の史料、『日本外交文書』、また関連する中国語刊行史料、さらには地元・福井の文書館等が所蔵する各文書・新聞、さらには蒋介石日記（スタンフォード大学フーバー研究所所蔵）といった国内外の官民の史資料を涉獵し、実証的な歴史研究となっている。とりわけ2006年に公開されるや否や、世界各地の中国研究者の垂涎の的となった蒋介石日記を山本研究に初めて利用した意義は大きい。

全体の構成としては、まず序章で山本条太郎の概観、使用される史資料と研究手法、研究の問い合わせ構成が示されている。第1章では日本と海外（中国、英語圏）における先行研究がそれぞれ批判的に検討され、研究の空白や新たな課題がどこにあるのかが明示されている。第2章ではいわゆる買弁制度の廃止において、山本が果たした役割が詳細に検討されており、買弁制度の廃止や同じく山本が関わった「中国通」要請のための修業生制度によって、中国での直接的な商取引が可能となり、三井物産に代表される中国進出企業は莫大な利益を上げるようになったと結論づけている。第3章では在華紡（在華紡績業）の興隆において山本が果たした役割が詳述され、同時に五・三〇事件を契機とする中国ナショナリズムの噴出、さらには蒋介石率いる国民革命軍による北伐の開始という混沌とした状況の中で、政友会幹事長に就任していた山本が中国を視察し、その後の対中強硬的な田中外交への転換において果たした彼の役割が強調されている。第4章は対華21カ条要求の項目の一つであり、最終的に水泡に帰したが、当時の中国実業界を代表する盛宣懷や辛亥革命に際しての孫文との関係を利用して、実現にこぎつけた製鉄会社・漢治萍公司の日中合弁について論じている。第5章ではやはり、翌年の張作霖爆殺事件で反故になる満州五鉄道敷設条約（山本・張鉄道協約）（1927年）——満鉄（南満州鉄道株式会社）総裁として張と締結——が取り上げられている。終章では田中義一首相の下で外務政務次官を務めた三井物産時代の後輩・森恪、渋沢栄一、福沢諭吉といった同時代の人物との比較・考察がなされ、産業的大日本主義を唱道した「政治志向」の起業家、日本の右派勢力の稳健派との位置づけがなされている。

従来、山本は経営史の分野で重点的に取り上げられることはあっても、政治外交史では特定の事件に関わる人物として断片的に取り上げられるだけであった。こうした研究状況において、本論文は元来、民間人であるが故に一次史料に乏しい山本を、日中両語の刊行史料、国内外の未刊行史料を涉獵することで、総合的に評価することになりの程度、成功している。本論文は人物研究故、企業活動の実態や政策決定過程の実証的な解明という点ではさらなる精緻化の余地がある。しかしながら、山本条太郎という一般には馴染みの薄い人物に光を当てて、中国侵略の側面と日本の対外活動を通じた中国の近代化のどちらを評価するかで、今日でも議論が大きく分かれる近代日中関係について、バランスの取れた結論を導き出している点において、その学術的意義は大きく、審査委員会は一致して提出された論文は博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。